

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和4年  
7月8日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 公告
  - 令和四年度山口県補正予算の要領の公表(財政課).....一
- 人委公告
  - 令和四年度山口県職員採用短大卒業程度試験の実施.....三
  - 令和四年度山口県職員採用高校卒業程度試験の実施.....五
  - 令和四年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)の実施.....九
  - 令和四年度山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施.....一
  - 令和四年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)の実施.....一四
  - 令和四年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施.....一六
- 公安委公告
  - 契約の締結.....一八

### 山口県告示第二百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年七月八日

山口県知事 村岡 嗣 政



名 医	称 療	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団三志会藤本循環器科・内科		岩国市南岩国町四丁目五七番二七号	令和四、四、一
あおき歯科クリニック		宇部市大字中野開作四一五の三	〃 〃 三〇
まつだ歯科		山口市佐山一二五七の一	〃 〃 〃
高雄歯科クリニック		萩市大字御許町四二の一	〃 〃 五、四
宇都宮歯科医院		下松市生野屋西一丁目三番一〇号	〃 〃 〃
上利真貫堂薬局		山口市鰐石町五番一五号	〃 〃 四、三〇
よしき薬局		吉敷下東二丁目一六番五号	〃 〃 五、一

### 山口県告示第二百二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年七月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 在 地	指 定 年 月 日
ふじもと内科クリニック		岩国市尾津町二丁目二二番一〇号	令和四、四、一
あおき歯科クリニック		宇部市大字中野開作四一五の三	〃 〃 五、〃
医療法人まつだ歯科		山口市佐山一二五七の一	〃 〃 〃
高雄歯科クリニック		萩市大字榎屋町五五	〃 〃 〃
宇都宮歯科医院		下松市生野屋西一丁目三番一〇号	〃 〃 一〇
ゆう薬局		岩国市由宇町中央一丁目二番八号	〃 〃 〃



### (二二六) 令和四年度山口県補正予算の要領の公表

令和四年六月山口県議会定例会で議決された令和四年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

令和四年七月八日

山口県民権 中央 監 査 室

令和4年度山口県一般会計補正予算(第1号)

令和4年度山口県一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,349,590千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ794,593,393千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	歳 入	補 正 額	補正前の額	計
8 使用料及び手数料	2 手数料	6,960	8,856,532	8,863,492
9 国庫支出金	2 国庫補助金	7,242,480	134,646,322	141,888,802
13 繰越金	1 繰越金	10,550	0	10,550
14 諸収入	1 貸付金元利収入	1,089,600	100,489,508	101,579,108
	合 計	1,089,600	94,245,179	95,334,779
歳 入		8,349,590	786,243,803	794,593,393
歳 入 出				
2 総務費	2 企画調整費	716,679	35,656,462	36,373,141
3 民生費	1 社会福祉費	1,898,171	101,178,977	103,077,148
	4 児童福祉費	1,652,971	78,436,929	80,089,900
	4 児童福祉費	245,200	21,702,932	21,948,132
4 衛生費	1 公衆衛生費	680,156	67,770,916	68,451,072
		680,156	53,340,498	54,020,654

6 農林水産業費

1 農業費 657,210 38,905,435 39,562,645  
 2 畜産業費 521,115 15,340,382 15,861,497  
 5 水産業費 70,095 379,754 449,849  
 7 商工費 66,000 5,295,394 5,361,394

7 商工費

1 商業費 4,126,643 110,401,670 114,528,313  
 2 工業費 268,000 4,809,382 5,077,382  
 2 工業費 2,643,643 97,767,979 100,411,622  
 3 観光費 1,215,000 7,824,309 9,039,309

10 教育費

9 保健体育費 270,731 133,914,779 134,185,510  
 11 学事費 13,562 775,155 788,717  
 合 計 257,169 9,327,959 9,585,128

第2表 債務負担行為補正追加

8,349,590 786,243,803 794,593,393

事 項	期 間	限 度	額
経営安定支援資金(原油価格・物価高騰対応資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和4年度から令和14年度まで	山口県信用保証協会が令和4年度に3,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(原油価格・物価高騰対応資金)に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額	

令和4年度産業団地整備事業特別会計予算

令和4年度山口県の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77,972千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができ得る事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位 千円)



(1) 教養試験  
公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験  
試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。  
なお、試験の出題分野は、別表のとおりです。

2 日時  
令和四年九月二十五日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで  
教養試験 午前十時から午後零時三十分まで  
専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所  
山口市 山口県立大学

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験

日時 令和四年十月十五日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 令和四年十月十七日(月曜日)から同月三十一日(月曜日)までの

間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和四年十月四日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和四年十一月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和五年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員

の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）別表第一の行政職給料表の一級十九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件にに応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求  
 令和四年七月八日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一  
 号（郵便番号七五三―八五〇―）に請求してください。郵便で請求する場合は、  
 封筒の表に「短大卒業程度受験案内請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛  
 先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四セ  
 ンチメートルのもの）を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。  
 なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをす  
 ることができない場合は、令和四年八月二日（火曜日）までに山口県人事委員  
 会事務局（電話〇八三―九三三―四四七四）に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し  
 ての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してくださ  
 い。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職  
 員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参  
 照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和四年七月八日（金曜日）午前九時から同年八月十六日（火曜日）午後五時ま  
 で

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表

生涯学習概論 図書館概論(図書館制度を含む) 図書館経営論 図書館サービス論 情報サービス論	図書館情報資源論 情報資源組織論 児童サービス論
出題分野	野

公 告

令和四年度山口県職員採用高校卒業程度試験の実施  
 令和四年度山口県職員採用高校卒業程度試験を次のとおり実施します。  
 令和四年七月八日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要  
 試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
事務	四人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務
警察事務	三人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
土木	五人程度	知事部局（主として農林水産部及び土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関（農林水産事務所、土木事務所等）における土地改良事業、土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	一人程度	知事部局（主として土木建築部）の各課及び出先機関（土木事務所等）における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
林業	二人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における林業に関する知識、技術の普及指導等の専門業務及び治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
機械	一人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における機械に関する設計、保守管理等の専門業務
電気	二人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務
小・中学校事務	八人程度	市町立小・中学校における一般事務

二 受験資格

(一) 平成十三年四月二日から平成十七年四月一日までに生まれた者が受験できます。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含む、短期大学を除く。）の卒業者又は令和五年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、受験できません。  
 (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。  
 1 日本の国籍を有しない者（機械、電気及び小・中学校事務の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。）  
 2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項

の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者  
5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

筆記試験による高等学校卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験（土木、建築、林業、機械及び電気の試験職種に限る。）

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

令和四年九月二十五日（日曜日）

(1) 事務、警察事務及び小・中学校事務

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から正午まで

(2) 土木、建築、林業、機械及び電気

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から正午まで

専門試験 午後一時から午後三時まで

3 場所

下 関 市 下関市立大学

山 口 市 山口県立大学

周 南 市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験  
表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験を行います。

2 日時及び場所

(1) 作文試験

日 時 令和四年十月十五日（土曜日）

場 所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日 時 令和四年十月十七日（月曜日）から同月三十一日（月曜日）までの

間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 六〇点

口述試験 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和四年十月四日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和四年十一月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和五年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第一の行政職給料表の一級九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和四年七月八日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求して下さい。郵便で請求する場合は、封筒の表に「高校卒業程度受験案内請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封して下さい。

なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和四年八月二日(火曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三一-九三三-四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和四年七月八日(金曜日)午前九時から同年八月十六日(火曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
土木	数学 物理 情報技術基礎 構造力学 水理学 土質力学 土木構造設計 測量 社会基盤工学 土木施工
建築	数学 物理 情報技術基礎 建築構造設計 建築構造 建築計画 建築法規 建築施工
林業	森林経営 森林科学 測量 林産物利用
機械	数学 物理 情報技術基礎 機械設計 機械工作 原動機 生産システム技術 電子機械
電気	数学 物理 情報技術基礎 電気基礎 電気機器 電力技術 電子計測制御 電子技術 電子回路 通信技術 電気情報技術

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
事務	一人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)における一般行政事務
小・中学校事務	二人程度	市町立小・中学校における一般事務

二 受験資格

(一) 昭和四十五年四月二日から昭和六十年四月一日までに生まれた者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者(小・中学校事務の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。)

2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所  
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験  
1 方法及び内容

全試験職種に共通の問題で、筆記試験による高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験  
公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

2 日時  
令和四年八月二十八日(日曜日)  
試験室入室 午前九時三十分まで

3 場所  
試験 午前十時から午後二時まで  
山口市 山口県立大学

(二) 第二次試験  
1 方法及び内容

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験を行います。

2 日時及び場所

日時 令和四年十月八日(土曜日)又は同月九日(日曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号  
山口県庁

四 配点  
詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。  
教養試験 五〇点

(二) 第二次試験  
口述試験 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が一定の得点未満の場合は、作文試験の採点を行います。この場合、教養試験の得点を第一次試験の得点とします。

なお、教養試験の得点が平均点の六割未満の場合は不合格となり、作文試験の採点を行いません。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

六 合格者の発表  
ただし、口述試験の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

(一) 第一次試験合格者

令和四年九月十六日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和四年十月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(三) 試験の得点及び順位の開示  
なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験



の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員に申し出て下さい。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和五年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十八歳で高等学校を卒業した後に職務の経験を有していない場合は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）別表第一の行政職給料表の一級二十九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和四年七月八日（金曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一〇号（郵便番号七五三〇一八五〇一））に請求して下さい。郵便で請求する場合は、封筒の表に「就職氷河期世代受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封して下さい。

なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和四年七月十五日（金曜日）までに山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三〇四四七四）に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込の際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和四年七月八日（金曜日）午前九時から同月二十八日（木曜日）午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。

公 告

令和四年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第二回）の実施  
令和四年度山口県警察官（男性）採用(A)試験（第二回）を次のとおり実施します。  
令和四年七月八日  
山口県人事委員会

一 採用予定人員

区分	採用予定人員
一 一般	三人程度
武道指導	一人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

区分	受 験 資 格
一 一般	平成元年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。）の卒業者又は令和五年三月三十一日までに卒業する見込みの者
武道指導	平成元年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は令和五年三月三十一日までに卒業する見込みの者。ただし、次の資格要件のいずれかを有する者に限ります。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項

の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者  
5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

令和四年九月十八日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

山口市 山口県立大学

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験  
思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等  
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 実技試験(武道指導に限る。)

武道指導として必要な武道(柔道又は剣道)の技術及び技能を有するかどうかについて実技試験を行います。

(4) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上である

こと。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 職務の遂行に支障がないこと。

その他 職務の遂行に支障がない身体的状態であること。

(5) 体力検査

職務の遂行に必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 職務の遂行に支障がないこと。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 令和四年十月二十二日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

令和四年十月二十四日(月曜日)又は同月二十五日(火曜日)のいずれかで、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

(3) 口述試験及び実技試験

令和四年十月二十六日(水曜日)から同年十一月二十二日(火曜日)までの間で、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

実技試験 六〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基

づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、実技試験の得点が二十四点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和四年十月七日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和四年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和五年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和四年七月八日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一

号(郵便番号七五三―八五〇―一)に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験案内請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和四年八月二日(火曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和四年七月八日(金曜日)午前九時から同年八月十六日(火曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三―九三三―〇一一〇)に問い合わせてください。

公 告

令和四年度山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施

令和四年度山口県警察官(男性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

令和四年七月八日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員

山口県	三十人程度
東京都 大阪府	五人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受 験 資 格
山口県	平成元年四月二日から平成十七年四月一日までに生まれた男性(学校教育法(昭和十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)
東京都	昭和六十二年四月二日から平成十七年四月一日までに生まれた男性(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)
大阪府	平成元年四月二日から平成十七年四月一日までに生まれた男性(大学等の卒業者又は大学等に在籍している者を除く。)

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 四 試験の方法、内容、日時及び場所
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験
- 1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

令和四年九月十八日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 職務の遂行に支障がないこと。

その他 職務の遂行に支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

シャトルラン 四三回以上

2 日時及び場所 職務の遂行に支障がないこと。

(1) 適性検査及び作文試験

日時 令和四年十月二十二日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

令和四年十月二十四日(月曜日)又は同月二十五日(火曜日)のいずれか

で、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

(3) 口述試験

令和四年十月二十六日(水曜日)から同年十一月二十二日(火曜日)までの

間で、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準

に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、令和四年十月七日(金曜日)とし、合格者の受験番号

を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載

するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、令和四年十一月上旬までに当該都府から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、令和四年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口

県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載すると

ともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おつて、東京都及び大阪府の合格者については、令和五年二月上旬までに当該都府から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験

の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の

合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府

を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その

旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登録され、このうちから各都府

県の任命権者(警視総監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原

則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和五年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命さ

れ、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置

されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として、一

般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安

職給料表の一級七号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手

当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和四年七月八日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一

号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、

封筒の表に「山口県警察官(B)受験案内請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った

宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四

センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。  
なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和四年八月二日(火曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

受験申込みには志望都府県名を第二志望まで入力できます。  
志望できる都府県は、山口県、東京都及び大阪府の三都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。  
なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和四年七月八日(金曜日)午前九時から同年八月十六日(火曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。

公 告

令和四年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)の実施

令和四年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)を次のとおり実施します。

令和四年七月八日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

二人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 平成元年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十

六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は令和五年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に  
より、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

令和四年九月十八日(日曜日)  
試験室入室 午前九時三十分まで  
試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

山口市 山口県立大学

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験  
思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 職務の遂行に支障がないこと。

その他 職務の遂行に支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 職務の遂行に支障がないこと。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 令和四年十月二十二日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

令和四年十月二十四日(月曜日)又は同月二十五日(火曜日)のいずれかで、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

(3) 口述試験

令和四年十月二十六日(水曜日)から同年十一月二十二日(火曜日)までの間で、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和四年十月七日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和四年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和五年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和四年七月八日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一  
号(郵便番号七五三一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、  
封筒の表に「山口県警察官(A)受験案内請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った  
宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四  
センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをす  
ることができない場合は、令和四年八月二日(火曜日)までに山口県人事委員会事  
務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し  
ての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。  
なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職  
員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参  
照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和四年七月八日(金曜日)午前九時から同年八月十六日(火曜日)午後五時ま  
で

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警  
務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。

公 告

令和四年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施

令和四年度山口県警察官(女性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

令和四年七月八日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

十人程度  
二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交  
通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 平成元年四月二日から平成十七年四月一日までに生まれた女性が受験できます。  
ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事  
委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」とい  
う。)の卒業者又は大学等に在籍している者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項  
の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが  
なくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者  
5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ  
の他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者につい  
て行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に  
より、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

令和四年九月十八日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験



1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 職務の遂行に支障がないこと。

その他 職務の遂行に支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行に必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 職務の遂行に支障がないこと。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

日時 令和四年十月二十二日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

令和四年十月二十四日(月曜日)又は同月二十五日(火曜日)のいずれかで、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

(3) 口述試験

令和四年十月二十六日(水曜日)から同年十一月二十二日(火曜日)までの間で、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和四年十月七日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和四年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和五年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所へ配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一般七号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和四年七月八日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験案内請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和四年八月二日(火曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間で

令和四年七月八日(金曜日)午前九時から同年八月十六日(火曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三―九三三―〇一一〇)に問い合わせてください。



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和四年七月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

自動車保管場所証明ワンストップサービスシステム機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年六月七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

西日本電信電話株式会社 大阪市都島区東野田町四丁目一五番八二号

六 落札金額

一億三千百三十四万円

七 入札公告日

令和四年四月二十二日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
交通管制センター中央処理装置 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和四年六月七日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町三番地
- 六 落札金額  
二億七千四百二十一万六千八百円
- 七 入札公告日  
令和四年四月二十二日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 調達方法  
借入れ
  - (三) 落札方式  
最低価格

令和四年七月八日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁